

令和8年度涌谷町高校生海外研修派遣事業業務委託 仕様書

1 業務委託名称

令和8年度涌谷町高校生海外研修派遣事業業務委託

2 業務目的

西暦749年 百済国王の子孫にあたる百済王敬福（くだらのこにきしきょうふく）が涌谷で砂金を発見し奈良東大寺の大仏建立のために献上されたという史実を契機として、2013年3月に本町と大韓民国扶餘郡林川面において国際友好都市提携が締結され、今日に至る。

本業務は、町内在住の高校生が本町の産金地としての歴史が百済文化と持つ歴史的繋がりを多角的に学び、外国の歴史文化に触れ体験できる機会を創出することで、ふるさとへの郷土愛と誇りの醸成ならびに国際的視野を持った人材育成を目的とする。

3 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

4 提案上限額

3,000,000円以上5,000,000円を上限とする（消費税10%相当額を積算した金額を含む）。

5 目標値

項目	目標値
研修生の人数	6名程度
対面審査	令和8年7月26日(日)実施
事前研修の実施時期と回数	令和8年8月中旬～11月下旬に 3回程度
海外派遣研修の旅程	令和8年12月21日(月)～ 令和8年12月24日(木)の3泊4日
事後研修の実施時期と回数	令和8年12月27日(日)に1回 及び令和9年1月中旬頃に1回

研修生の要件

要件	内容
居住地	令和8年4月1日時点で涌谷町内に住民登録を有すること
学年	令和8年度において高等学校、高等専修学校、専修学校または通信制高等学校等に在籍する生徒で、生年月日が2008年4月2日～2011年4月1日生まれの者
その他	本事業の目的を理解し、意欲と協調性に富み、海外派遣研修・事前事後研修に参加できること(学校行事や体調不良の場合を除く)

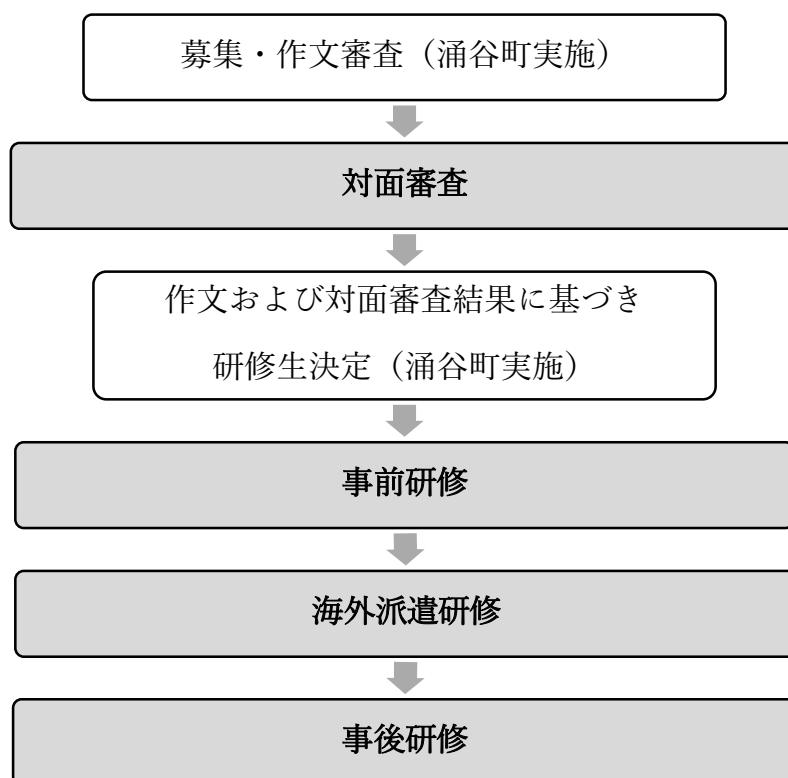
6 事業内容

町内高校生(研修生)を対象に、大韓民国への海外派遣研修及び事前事後研修を一連のカリキュラムとしたプログラムを行う。

また、研修生が涌谷町の産金地としての歴史と百済文化の繋がりや歴史的背景を学ぶ機会、ならびに海外派遣研修で必要となる言葉（韓国語及び英語）やマナーを学ぶ機会を創出する。

なお、研修内容及びプログラムの具体的内容については、受託候補者決定後、提案内容をベースに本町と協議を行い決定するものとする。

【事業の流れ】※網掛け箇所が受託候補者に委託する業務である。



(1) 対面審査について

- ① 対面審査は、定員を超えた応募数があった場合に実施することとし、審査対象者は、すべての応募者とする。
- ② 対面審査においては、語学力は不問とし、異文化理解への意欲、協調性、主体性を重視した公平かつ効果的な選考方法（面接、グループディスカッション等）を提案すること。なお、対面審査の評

価者に町職員は含めないこととし、対面審査を受ける応募者に評価点数を付すための審査基準及び評価基準も明確にすること。

(2) 事前研修について

- ① 涌谷町の産金地としての歴史、百済文化等の歴史にまつわる基礎知識、旅行に必要となる韓国語や英語、マナーのインプットや研修生のチームビルディング等を行う研修内容の提案、講師やガイド等の手配および運営を行うこと。なお、研修の説明要員に町職員を含めないこと。
- ② 研修生の保護者へ対し、詳細な旅程等を記したしおりの作成・配布、旅行に要する準備等の説明会を実施する等、当事業への十分な理解を得られる工夫をすること。
- ③ 研修生の保護者及び町長に対する海外派遣研修出発式を企画運営すること。

(3) 海外派遣研修について

- ① 海外派遣先は大韓民国とし、研修内容は、本町の指定する次のことを組み込んだうえで構成すること（行程順については、本仕様書に記載どおりでなくても可とする）。
 - (ア) 大韓民国扶餘郡林川面庁舎（林川面長）への表敬訪問
 - (イ) 百済文化を学ぶことができる各種施設見学
 - (ウ) ソウル市内での歴史施設等の見学
 - (エ) ソウル市内での市場調査活動
 - (オ) 韓国文化等を体験できる内容
 - (カ) (ア)～(オ)の他に受託事業者において手配できる高校生に適したプログラム（行程の時間的な都合上、組み込むことができない場合は、組み込まなくてもよいこととする。）
- ② 安全な移動・宿泊を確保するため、次の人員が同行できるよう手配すること。
 - (ア) 委託事業者もしくは添乗員1名以上
 - (イ) 現地添乗員（通訳）1名以上（上記委託事業者と兼ねることができる。）
 - (ウ) 専用車両運転手1名以上（専用車両を必要としない場合は含めなくてもよい。）

(エ) 涌谷町職員2名程度

③ 旅行内容の提案について、次のことを記載すること。

(ア) 利用する交通機関について

(イ) 宿泊施設について

(ウ) 視察先について

(エ) 食事内容について

(オ) 行程表（スケジュール）について

(4)事後研修について

① 研修の振り返りや学びを整理し、研修生のアウトプットの機会となるような研修内容を企画運営すること。

② 研修生の保護者及び町長等に対する海外派遣研修の報告会を企画運営すること。

7 報告について

① 業務完了後、速やかに業務実績報告書にまとめ、涌谷町に提出すること。

② 事後研修を通して、研修生による報告や研修期間中の記録写真等を活動報告書に調整し、紙媒体及びデータにて涌谷町へ提出すること。データについては、町ホームページ等で広く公開する予定のため、公開に適した体裁とすること。

8 実施体制

(1) 再委託の制限

受託者は、本事業の全部または一部を再委託もしくは請負わせてはならない。ただし、業務の一部を外部委託するときは、あらかじめ提案書に記載し、涌谷町の承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 業務責任者

責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うこと。

9 委託料の範囲について

(1) 海外派遣研修に関するもの

① 委託料に含まれるもの

- (ア) 旅行中の交通費（飛行機（燃油サーチャージ・空港諸税を含む）、専用車両、バス、鉄道料金等）
- (イ) 宿泊費（研修生は男女別に2～3名1部屋とし、町職員は1人1部屋とすること）
- (ウ) 食事代（研修生及び町職員の旅行中における朝・昼・夜の機内食を含む食事代）
- (エ) プログラム費用（海外研修における入場料やガイド料等）
- (オ) 添乗員費用及び現地添乗員（通訳）費用（専用車両を利用する場合の運転手費用も含む）
- (カ) その他（団体行動中のサービス料、チップ等）

② 委託料に含まれないもの

- (ア) パスポート取得費用
- (イ) 超過手荷物料金

(ウ) 海外旅行保険費用

(エ) 行程に含まれない飲食費

(オ) 個人的諸費用（お土産代、Wi-Fi 利用料金、携帯電話通信費等）

(2) 事前事後研修に関するもの

① 会場費（本町庁舎内の会議室を使用する場合は、費用は発生しないものとする）

② 講師謝礼・旅費

③ プログラム費用（事前研修における入場料やガイド料等）

④ 機材レンタル費

⑤ 現地研修しおり作成費用

⑥ 報告書作成費用